

東吾妻町議会基本条例 (案)

前文

町民に選挙で選ばれた議員で構成された東吾妻町議会（以下「議会」という。）は、議決機関として、町民福祉の向上及び民主的で平和な社会の実現のために、町民参加のもと、政策決定及び事務執行について監視、評価を行うとともに政策立案と政策提言を行う必要がある。

住民自治が強く求められる時代の中で、議会の果たす役割は、今後一層重要となる。よって、議会及び議員の使命と責任を強く自覚したうえで、機能的な活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのため限りない努力を続けるために、ここにこの条例を定める。

第1章 活動の原則

（議会活動）

第1条 この条例は議会の最高規範とする。

- 2 議会は、この条例に反する条例の制定及び解釈は行わない。
- 3 議会は、町民の意思が反映できるための議論の場であるという認識を踏まえ、常に町民にとって有益な施策を積極的に提案するように取り組む。
- 4 議会は、議会が議決して策定された構想及び計画などについて、適正な進捗管理の確認を行う。

（議員活動）

第2条 議員は、討議に積極的に参加し、相互間の自由な討議の推進を重んじる。

- 2 議員は、町民全体の利益及び福祉の向上を目指して活動する。
- 3 議員は、その地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。
- 4 議員は、政策、計画等を策定するための審議会や協議会等のメンバーに加わらないように努める。

第2章 公開の原則

第3条 議会の会議は、原則としてすべての会議を公開する。

- 2 常任委員会、特別委員会及び議員全員協議会の会議は、前項の会議に含まれる。
- 3 会議における傍聴人数は、会議場等の制限を考慮し、別に定め、傍聴者は先着順とする。
- 4 議会は、傍聴者に対し、議案書を提示する。
- 5 会議は、休日開催を可能とする。
- 6 会議録は、当該会議終了後速やかに調整し、これを閲覧に供する。ただし、

本会議の議事録は、東吾妻町のホームページに掲載する。

- 7 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、積極的に提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。この場合において、採択された案件については、責任をもって実現に努める。
- 8 議会は、議会報告会を開催し、町民との相互理解を図る。
- 9 議会は、重要な案件に対する各議員の判断結果を議会広報等で公表し、議員の活動について町民の評価が的確にできるよう、情報提供に努める。

第3章 町部局と議会の連携

(町長及び町職員と議会の連携)

第4条 本会議をはじめ公式な会議（以下「本会議等」という。）における質疑応答は、町長及び答弁をする職員（以下「町長等」という。）と議員間の論点を明確にするため一問一答方式で行うものとする。

- 2 本会議等に説明者として出席した町長等は、議員の質問に対して許可を得て反問することができる。
- 3 本会議等において、議員はもとより町長等は適正な発言に努める。

(町長の説明責任)

第5条 町長は、議会に政策、計画及び事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 政策が必要な根拠
- (2) 総合計画における位置づけ
- (3) 関係ある法令及び条例
- (4) 実施に必要な財源措置及び積算の根拠資料
- (5) 将来負担の経費計算書
- (6) 他自治体との類似政策など比較検討結果
- (7) その他必要に応じて議会が求める資料

- 2 町長は、議会に対し必要な情報を適正な時期に提供することに努める。

第6条 町長は、議会に対し予算書案及び決算書を提出する際には、施策又は事業別の説明資料を提出する。

(議決事項の追加)

第7条 議会は、この条例において総合計画におけるまちづくりの基本構想に基づく基本計画を議決事項に追加し、十分な討議に基づく町民の意思を反映させた政策執行の確保するものとする。

- 2 議会は、町長その他の執行機関がまちづくりの基本構想に基づく重要な計画立案を行う場合、その策定段階から、議会と十分な情報と意見交換を行うよう求め、町長その他の執行機関は、その求めに積極的に応じるよう努める。

第4章 自由討議の推進

- 第8条 議会は、本会議等における町長等の出席要請を最小限にすることに努め、議員相互間の討議を中心に運営するよう努める。
- 2 議会は、本会議等において審議し結論を出す場合に、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。
- 3 議員は、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提案するよう努める。

第5章 議会の適切な運営及び体制強化

(議会運営体制の整備)

- 第9条 議会は、行政課題に迅速かつ適切に対応するために、常任委員会及び特別委員会の機能強化と機動力向上を図ることに努める。
- 2 議会は、町政全般にわたって、議員と町民が自由に情報や意見交換ができる場を設定するよう努める。
- 第10条 議会は、情報機器の導入をはじめ、議員や町民のための情報、図書等を集積し、積極的に活用するための条件整備に努める。

(議会事務局の機能充実)

- 第11条 議会は、議員が積極的に政策、条例、意見書等の提案ができるようにするために、調査や法務的内容について町部局との連携のもと、議会事務局の機能充実に努める。

(議員の研修機会の充実)

- 第12条 議会は、この条例の趣旨を踏まえ議員の資質向上のために研修機会の充実に努める。
- 2 議会は、研修に必要な予算の確保をして、必要に応じて専門の知識を持つ学識経験者や町民を招いて研究の機会を設けることに努める。

(広報活動の充実)

- 第13条 議会は、議会の視点から町民に対し必要な情報を的確に伝えるよう努める。
- 2 議会は、発達する情報伝達手段を積極的に活用し、議会活動の様子をより多くの町民に的確に伝えるよう努める。

第6章 議員定数、報酬等

(議員定数)

- 第14条 議員の定数は、別に定める。
- 2 議員定数は、町政の現状と課題及び将来予測を十分に考慮し、必要に応じ参考人制度や公聴人制度を利用して定める。
- 3 議員定数の改正案は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第1項の規定による直接請求があった場合を除き、明確な理由

を付して議員が提案するように努める。

(議員報酬)

第 15 条 議員報酬の額は、別に定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、必要に応じ東吾妻町特別職報酬等審議会の意見を聴くようにする。

3 議員報酬の改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による直接請求があった場合を除き、明確な理由を付して議員が提案するように努める。

(条例の見直し等)

第 16 条 議会は、この条例が目的に沿った運用がなされているか、議会運営委員会において定期的に検証する。

2 議会は、前項による検証の結果、この条例を是正する必要がある場合は、速やかに改正の措置を講じる。

附 則

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。